

技術提案書提出に関する説明書

公共下水道官民連携手法導入可能性調査業務委託（以下、「本業務委託」という。）に係る手続開始の公示に基づく公募型プロポーザル方式による手続については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 手続開始の公示日

2025 年 1 月 20 日（月）

2 業務概要

(1) 委託業務名

公共下水道官民連携手法導入可能性調査業務委託

(2) 業務内容

本業務委託の内容は、公共下水道官民連携手法導入可能性調査業務委託仕様書（案）（以下、「仕様書（案）」という。）に示す。

(3) 履行期限

契約締結日の翌日から 2026 年 3 月 19 日（予定）までとする。

※ 本業務委託の完了日は前記の履行期限を超えないものとし、技術提案に基づき決定するものとする。

(4) 提案見積限度額

43,000,000 円（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）

※ 提案見積金額は、提案見積限度額を超えないものとする。

※ 提案見積限度額は、契約金額を示すものではない。

(5) その他

ア この手続きは令和 7 年度の当初予算成立を前提としたものであるため、市議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがある。

イ 手続きに係る情報、様式及び仕様書（案）等は、市公式ウェブサイト（ページ ID：1064690）で閲覧及びダウンロードすること。

3 技術提案書の提出者（以下「提案者」という。）に選定されるために必要となる要件

(1) 提案者に要求される要件（単体企業の場合）

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 令和 6・7 年度一宮市入札参加資格者名簿（「物品」を含む）に登録されている者であること。

ウ 参加表明書の提出日から技術提案書の提出日までの期間において、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

エ 参加表明書の提出日から技術提案書の提出日までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ 2014 年 4 月以降公示日までに完了した同種又は類似業務（元請けに限る。）において 1 件以上の実績を有すること。なお、同種又は類似業務は以下に示すもの（以下、同じ。）とする。

（ア） 同種業務：下水道分野における PPP/PFI（官民連携）に関する支援業務

（イ） 類似業務：PPP/PFI（官民連携）に関する支援業務

(2) 提案者に要求される要件（共同企業体の場合）

提案者を共同企業体とする場合は、次に掲げる条件を全て満たすこととする。

ア 単体企業に掲げる要件を満たしている者により構成されていること。ただし、(1)カについては代表者が該当していればよいものとする。

イ 共同企業体の代表者を選定するとともに、共同企業体に所属する構成員（以下、「構成員」という。）のすべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

ウ 構成員は、複数の共同企業体に所属する者でないこと。また、共同企業体に所属しながら自らが単体企業として参加する者でないこと。

エ 構成員は、共同企業体として合意、協定、契約その他これらに類するものを書面にて締結すること。

オ 参加表明書の受付期間後は構成員を変更することはできない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、一宮市と協議を行い、一宮市がこれを認めたときはこの限りではない。

(3) 提案者に要求されるその他の要件

提案者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者のすべてが代表者以外の構成員である場合を除く。）

ア 資本関係

- ・親会社と子会社の関係にある場合
- ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- ・一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を兼ねている場合
- ・一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合

ウ その他選定・特定手続の適正さが阻害されると認められる場合

- ・その他前記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 提案者を選定するための項目

提案者を選定するための評価項目は、以下のとおりである。

評価項目		評価項目の着目点
1. 参加表明書提出者の経験及び能力	保有する技術職員の状況	必要な専門分野における専門技術者の保有状況
	業務の実績	同種又は類似業務の実績
2. 配置予定技術者の経験及び能力等	資格の保有状況	技術者が保有する技術資格及びその専門分野の内容
	業務の実績	同種又は類似業務の実績
	手持ち業務	手持ち業務の状況

5 担当部課

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
 一宮市役所 10 階 上下水道部計画調整課
 電話 0586-28-8623
 電子メール keikakuchousei@city.ichinomiya.lg.jp

6 参加表明書の提出等

- (1) 本手続の参加希望者は、次に従い、参加表明書を提出するものとし、参加表明書を提出した者の中から提案者を選定する。

なお、提出期間内に参加表明書が提出場所に到達しなかった場合は、提案者として選定されない。また、提案者として選定されなかった場合には、技術提案書を提出することはできない。

ア 受付期間

2025 年 1 月 20 日（月）から 2025 年 1 月 29 日（水）までとする。なお、持参する場合は、前記期間のうち行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

イ 提出場所

5 に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出することとし、電子媒体は電子メールにより提出することも可とする。

- (2) 参加表明書は、以下に従い別紙様式第 1 その 1 からその 5 までにより作成すること。

ア 規格は、日本産業規格 A 4 判とする。

イ 紙媒体での 8 部提出に加え、紙媒体の内容を記録した電子媒体も同時に提出すること。

- (3) 参加表明書は、次に従い作成する。なお、アからウについて、共同企業体の場合は、全ての構成員について作成すること。また、ウ及びエの業務の実績については、2014 年

4 月以降公示日まで完了したものに限り 3 件を上限として記載すること。

ア 企業の概要

企業の概要について別紙様式第 1 その 2 に記載し、パンフレット等がある場合は添付すること。

イ 保有する技術職員の状況

保有する技術職員の状況について別紙様式第 1 その 3 に記載すること。なお、1 人の職員が 2 以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入は行わないものとする。

ウ 参加表明者の業務の実績

同種又は類似業務の実績を別紙様式第 1 その 4 に記載すること。

エ 配置予定管理技術者の経験及び能力等

配置予定の管理技術者について別紙様式第 1 その 5 に記載すること。なお、「手持ち業務」欄には、公示日現在における全業務（本業務委託を含まず、発注者が一宮市以外の業務及び契約予定の業務を含む。）を記載するものとする。

オ 契約書の写し

ウ及びエの同種又は類似業務に係る契約書の写しを添付すること。

(4) 参加表明書に関する問い合わせ先

5 に同じ。

7 技術提案書の提出等

- (1) 提案者として選定された者には、技術提案書提出要請書によりその旨を通知することとし、提案者は、次に従い技術提案書を提出するものとする。

ア 提出期間

2025 年 2 月 5 日（水）から 2025 年 2 月 28 日（金）までとする。なお、持参する場合は、前記期間のうち休日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

イ 提出場所

5 に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出することとし、電子媒体は電子メールにより提出することも可とする。

- (2) 技術提案書は、次に従い別紙様式第 2 その 1 からその 7 までにより作成すること。

ア 規格は、日本産業規格 A 4 判とする。

イ 紙媒体での 8 部提出に加え、紙媒体の内容を記録した電子媒体も同時に提出すること。

- (3) 技術提案書は次に従い作成する。

ア 業務実施体制

配置予定技術者の担当する業務内容について別紙様式第 2 その 2 に記載すること。なお、管理技術者は参加表明書様式第 1 その 5 に記載した技術者を記載し、担当技術者

は、想定される分野毎に代表技術者を 1 名ずつ最大 3 名まで記載すること。

イ 予定技術者の経験等

予定技術者の経験等について別紙様式第 2 その 3 に記載すること。

- (ア) 同種又は類似業務の実績は、2014 年 4 月以降公示日までに完了したものについて 3 件を上限として記載すること。
- (イ) 手持ち業務の状況については、公示日現在における全業務(本業務委託を含まず、発注者が一宮市以外の業務及び契約予定の業務を含む。)を記載すること。
- (ウ) 担当技術者は、ア 業務実施体制で記載した者のうち、主要と判断する分野を担当する技術者 1 名について記載すること。
- (エ) 同種又は類似業務の実績欄に記載した業務に係る契約書、検査完了が確認できる書類及び業務成績を確認できる書類の写しを提出すること。なお、業務成績が通知されていない等で提出ができない場合はその旨を記載すること。

ウ 業務実施方針及び手法等

業務実施方針及び手法等について、以下に従い別紙様式第 2 その 4 及びその 5 に記載すること。

- (ア) (3)その他(本業務委託に対する意見・提案等)には、以下に記載する事項等を記入すること。
 - ① 仕様書(案)に記載された内容で業務を遂行する上で追加した方がよいと思われる点。
 - ② 仕様書(案)に記載された方法以外に技術的、経済的に有益と思われる代案がある場合はその方法。
- (イ) (4)工程計画は、仕様書(案)の内容を踏まえたものとする。また、本業務委託の完了予定期日を提案すること。

エ 評価テーマに対する技術提案

以下に記載する評価テーマについて、様式第 2 その 6 に記載する。なお、記載にあたっては、1 テーマにつき原則 1 枚に記載することとする。

テーマ 1：事業スキーム(事業手法、事業範囲、対象施設)の検討について

以下の内容を含めて具体的に記載すること。

- ① 事業や地域の特性を踏まえた事業スキームの選定方法
- ② 市場調査の結果を踏まえた事業スキームの精査の方法
- ③ 検討結果を対外的に説明できる資料として整理する方法

テーマ 2：マーケットサウンディング型市場調査について

以下の内容を含めて具体的に記載すること。

- ① 事業や地域の特性を踏まえた調査方法及び調査の進め方
- ② 民間事業者の意見等を引き出すための手法
- ③ 精度の高い VFM 及び事業費を算定するための調査方法

オ 見積書

提案見積金額を様式第2その7に記載すること。なお、提案見積金額は、技術提案書の内容を踏まえたものとし、見積書には、その根拠となる内訳書（任意様式）を添付すること。

- (4) 技術提案書に関する問い合わせ先
5に同じ。

8 プレゼンテーション及びヒアリング

技術提案書が提出された後、以下のとおり提案者ごとにプレゼンテーションとヒアリングを行うものとする。

- (1) 日時及び場所

様式第10により通知する。

- (2) 実施時間

プレゼンテーションは各提案者 40 分以内とし、プレゼンテーション終了後にヒアリングを 20 分程度行う。

- (3) 実施方法

ア 実施形式は自由とし、希望する提案者はプロジェクター等の機器を用いて行うことができるものとする。ただし、スクリーン以外のプレゼンテーションに使用する機器等は、提案者において用意すること。

イ 技術提案書に添付していない資料等を新たに提出することはできないものとする。

ウ 出席人数は6名以内とし、業務内容に関するプレゼンテーションは本業務委託の配置予定技術者が行うものとする。

9 技術提案書を特定するための評価項目

技術提案書の評価項目等は、以下のとおりである。

評価項目	評価項目の着目点
1. 技術職員の経験及び能力	・ 管理技術者（資格、業務実績）
	・ 照査技術者（資格、業務実績）
	・ 手持ち業務の状況
2. 業務実施方針及び手法	・ 業務内容の理解度
	・ 実施方針の妥当性
	・ 工程計画及び動員計画の妥当性
	・ その他（業務に関する知識、有益な代替案等）
3. 評価テーマに対する技術提案	・ 提案の的確性・独創性・実現性
4. 提案見積金額	・ 提案見積金額の妥当性

10 非選定理由及び非特定理由の説明

- (1) 参加表明書を提出した者のうち提案者として選定しなかった者又は技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対して、選定又は特定しなかった旨及び選定又は特定しなかった理由（以下「非選定等の理由」という。）を書面により通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、一宮市水道事業等管理者（以下、「管理者」という。）に対して非選定等の理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。

ア 提出期限

選定又は特定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）後の午後5時

イ 提出方法

電子メールにより提出すること。

- (3) 管理者は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して5日以内（休日は含まない。）に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

11 説明書に対する質問

- (1) 説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、文書（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期間

2025年1月21日（火）から2025年2月17日（月）まで

イ 提出方法

電子メールにより提出すること。

- (2) (1)の質問に対する回答は、原則として、質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して5日以内（休日は含まない。）に市ウェブページで公開するものとする。

12 関連情報の入手

5と同じ窓口に問い合わせるものとし、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

13 その他

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語、及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は、参加希望者又は提案者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
- (4) 提出された参加表明書及び技術提案書は、提案者の選定及び技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は原則認めない。
- (6) 参加表明書又は技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は技術提案書を

無効とする。

- (7) 本業務委託の実施にあたって、技術提案書に記載した予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、原則変更できないものとする。
- (8) 電子メールを利用して書類を提出する場合、添付ファイルの大きさは10M b以下でなければ受け付けることができないため注意すること。なお、電子メールにより書類を提出する場合は、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を担当部課に電話連絡すること。担当部課において電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は期限内に提出されなかったものとみなす。
- (9) 提案内容を適切に反映した仕様書等の作成のため、技術提案書の特定後に業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (10) 契約を締結するまでの間に、3(1)ウ又はエの措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。
- (11) 市公式ウェブサイト及び電子メールのシステム障害等が起きた場合について、一宮市は一切の責めを負わないものとする。

14 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。

	内 容	実施日、期間等（予定）
1	手続き開始の公示 技術提案書提出に関する説明書の配布	2025 年 1 月 20 日（月）
2	参加表明書の受付期間	2025 年 1 月 20 日（月）～ 2025 年 1 月 29 日（水）
3	参加表明書の審査結果の通知 技術提案書提出要請書の送付	2025 年 2 月 5 日（水）
4	提案者に選定されなかった理由の請求期限	2025 年 2 月 13 日（木）
5	説明書及び技術提案書提出要請書に関する質問書の受付期限	2025 年 2 月 17 日（月）
6	技術提案書の提出期間	2025 年 2 月 5 日（水） 2025 年 2 月 28 日（金）
7	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	2025 年 3 月 5 日（水） （予備日 2025 年 3 月 6 日（木））
8	技術提案書の採用（不採用）通知	2025 年 4 月上旬
9	不採用の理由請求期限	2025 年 4 月上旬
10	契約締結	2025 年 4 月上旬～中旬